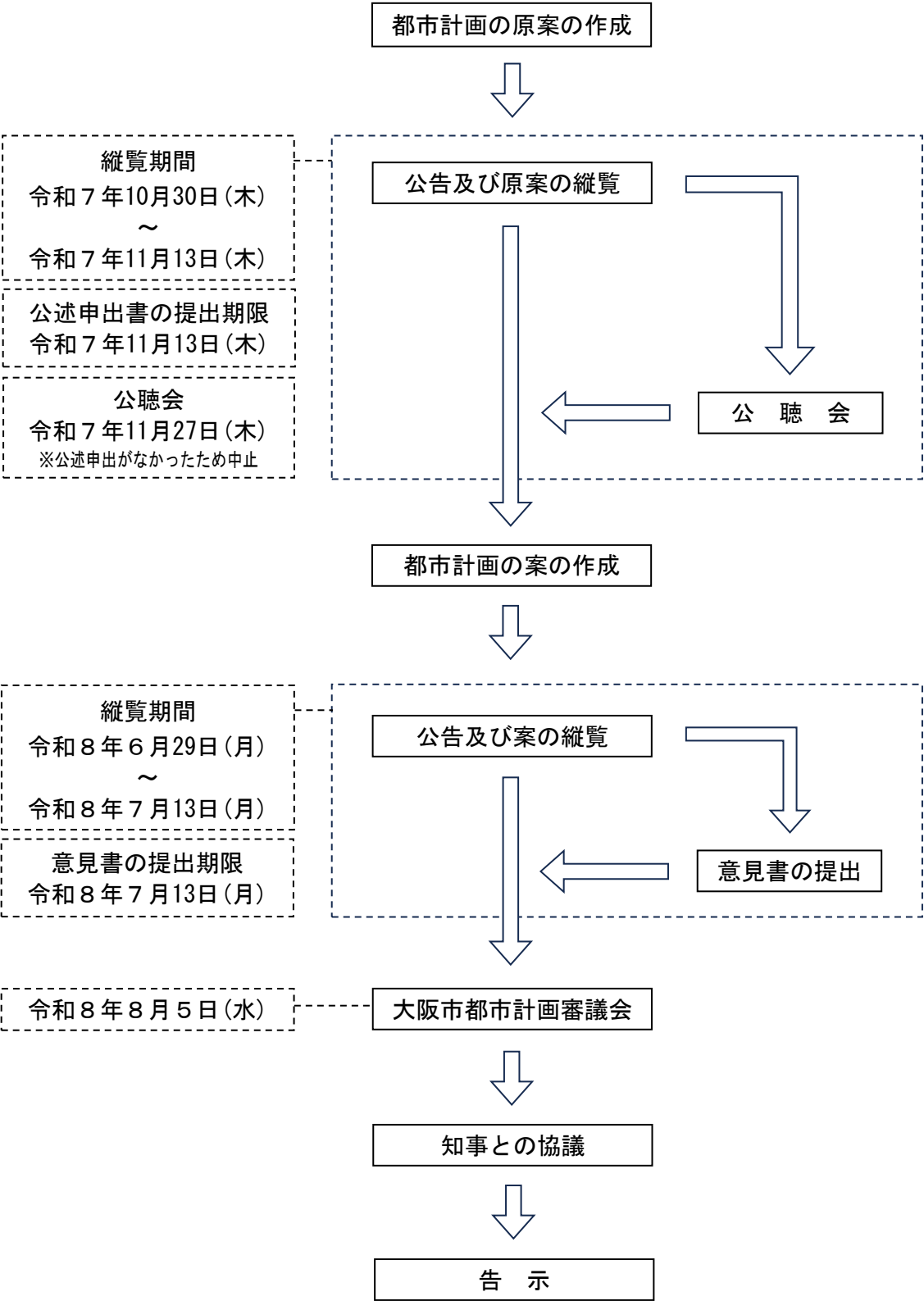


特別用途地区の変更手続



■ 特別用途地区

特別用途地区は、用途地域を補完するもので、特別の目的から特定の用途の利便増進、環境の保護等を図るために定めるものである。

本市では、平成 7 年に 4 階以上を住宅等とする第 1 種中高層階住居専用地区、5 階以上を住宅等とする第 2 種中高層階住居専用地区を、平成 22 年に住宅等の建築を制限する工業保全地区、令和元年に学校等の建築を制限する国際観光地区を指定し、現在約 552ha となっている。

（中高層階住居専用地域）

平成 7 年に、都心周辺で住宅と店舗、事務所等が併存した区域や、住宅地を通る幹線道路沿道でマンション立地が進んでいる場所等において、地域の活力向上、住宅供給の促進、人口の増加を図るため、容積率の引上げ等とあわせて指定し、平成 22 年に一部区域を拡大した。

（工業保全地区）

平成 22 年に、広範囲に多種多様な工場が集積し、本市のものづくり産業を支える重要な地域である西淀川区の竹島・御幣島地区において、周辺への住宅立地が進んでいる状況を踏まえ、ものづくり支援施策の 1 つとして、工業機能の維持・保全を図るため、指定し、平成 25 年 1 月に一部区域を拡大しつつ、本市の国際コンテナ戦略港湾の一翼を担う夢洲コンテナターミナルの背後地に位置し、産業・物流拠点のまちづくりをめざす重要な地域である此花区の夢洲地区において、環境・新エネルギー関連産業等の施設や物流施設の立地を推進し、工業機能の維持・保全を図るため、区域を追加した。

（国際観光地区）

令和元年 9 月に、此花区の夢洲地区において、都心に近接し、広大な用地の確保ができる臨海部において、その立地特性を活かした新たな国際観光拠点の形成に向けた、適切な都市機能の誘導及び維持・保全を図るために指定した。